# 群馬労働局の取組　トピックス
## （働き方改革、子育て支援）

**発信者　雇用環境・均等室**

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。**（027-896-4739）**

## ①　業務効率化、生産性向上の支援～除雪機も対象になります！～

【中小企業・小規模事業者の皆さまへ】

○会社の**業務効率化、生産性向上を図る**には「業務改善助成金」が活用できます。

○業務効率化・生産性向上のために設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げた場合、設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

○この設備投資は、**除雪機も対象**となります。**積雪でお困りの農業や介護事業等**を行っている皆さま、ご活用ください。

○引き上げ額「25円・30円・60円・90円コース」の申請締切は、令和３年１月29日（金）までです。

○**令和３年２月１日から20円コース（新設）及び新たな30円コースの受付を開始する予定です**。

「業務改善助成金」のご案内
～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要　事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ ＋ 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！　業務改善助成金　検索

概要　※令和３年２月１日より申請受付開始

| コース区分 | 引上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場 | 助成率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 20円コース | 20円以上 | 1人 | 20万円 | 以下の２つの要件を満たす事業場<br>・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内<br>・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円未満】4／5（※2）<br>生産性要件を満たした場合は9／10（※1）<br>【事業場内最低賃金900円以上】3／4<br>生産性要件を満たした場合は4／5（※1） |
| | | 2～3人 | 30万円 | | |
| | | 4～6人 | 50万円 | | |
| | | 7人以上 | 70万円 | | |
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | | |
| | | 2～3人 | 50万円 | | |
| | | 4～6人 | 70万円 | | |
| | | 7人以上 | 100万円 | | |

上記のコースは令和２年度第３次補正予算案に基づく措置であり、予算の成立が条件となります。
令和２年度の25円・60円・90円の３コースは令和３年１月２９日で受付を終了します。

（※1）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

（※2）対象は、地域別最低賃金930円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年1月現在）北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

積雪でお困りの中小企業・小規模事業者の皆さまへ

業務改善助成金の活用事例（除雪機）

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援の一環として、業務改善助成金の支給を行っています。
このリーフレットでは、実際に業務改善助成金を活用した事業場の事例を紹介します。

詳しくはHPをご覧ください！　業務改善助成金　検索

事例1：建設業
- 導入前の状況：事業場の駐車場の除雪に３時間を要していた。
- 導入の効果：除雪作業が30分に短縮した。体力の消耗を軽減でき、本来業務に取りかかれる時間が早くなった。

事例2：農業
- 導入前の状況：ビニールハウスの倒壊を防ぐための除雪や、収穫前の除雪を手作業で行っており、多大な時間を費やしていた。
- 導入の効果：大型除雪機の導入により、作業に必要となる人員・時間が大幅に削減され、労働能率の増進・業務改善の効果が得られた。

事例3：介護事業
- 導入前の状況：駐車場等の除雪作業に時間を要しており、身体的負担が大きかった。
- 導入の効果：除雪機の導入により、除雪作業の身体的負担の軽減が図られた。また、作業の大幅な短縮ができ、本来の介護業務に専念できた。

厚生労働省　（R3.1.13）

＜紹介ページ＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html#001

【参考：群馬県最低賃金】

守ってね！最低賃金。　厚生労働省

| | | | |
|---|---|---|---|
| 群馬県最低賃金（地域別最低賃金） | | 1時間 837 円 | 発効日 令和2年10月3日 |
| 特定最低賃金 | 製鋼・鉄素形材製造業最低賃金 | 1時間 921 円 | 発効日 令和2年12月31日 |
| | 一般機械器具製造業最低賃金 | 1時間 910 円 | |
| | 電気機械器具製造業最低賃金 | 1時間 910 円 | |
| | 輸送用機械器具製造業最低賃金 | 1時間 910 円 | |

詳しくは：群馬労働局賃金室又は各労働基準監督署へ
群馬労働局ホームページアドレス： https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/

**厚生労働省　群馬労働局　雇用環境・均等室**

# ② 子育て中、妊娠中の労働者の方を支援します！ ～【群馬労働局】子育てパパ・ママ応援チーム～

〇群馬労働局は、雇用環境・均等室、ハローワーク前橋・高崎・太田の各マザーズコーナーのスタッフによる「【群馬労働局】子育てパパ・ママ応援チーム」により、子育て中、妊娠中の労働者の方を支援します。

## 〇支援その１　助成金の周知、制度導入支援

新型コロナウイルス感染症に関する

・小学校休業等対応助成金

・母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

の対象となる有給休暇の取得が令和３年３月31日まで延長されました。

助成金の説明、有給休暇の制度導入の支援を行いますので、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関する「小学校休業等対応助成金　特別相談窓口」、「母性健康管理措置　特別相談窓口」（群馬労働局雇用環境・均等室）

**月曜～金曜８時30分～17時15分（土日祝日を除く）**

**☎027-896-4739**

・小学校休業等対応助成金　紹介ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

・申請の流れ・記載方法の動画　https://www.youtube.com/watch?v=ypYwiZCikmM

（学校休業助成金）　（動　画）　（母性健康管理）

・母性健康管理措置　紹介ページ　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

## 〇支援その２　就職面接会＋子育て支援相談

・ハローワーク前橋・高崎・太田の各マザーズコーナーでは、子育て中の方を対象に「就職面接会」を開催します。感染防止を徹底し開催します。

・さらに、前橋・高崎の会場では相談ブースを設置し、面接会参加者を対象に子育て支援相談（無料）を行います。働きながら妊娠・出産・育児をするに当たり困っていることの相談や「妊娠期から小学校就学まで」のそれぞれの子育てのステージで、どのような支援があるか等の説明も行います。

・雇用環境・均等室（027-896-4739）、ハローワーク前橋・高崎・太田の各マザーズコーナー（下表参照）では相談を受け付けておりますので、お気軽にお電話ください

（まえばし）

（たかさき）

（おおた）

| | 日時 | 場所 | 申し込み | 託児コーナー |
|---|---|---|---|---|
| **前橋** | 2/ 9(火)<br>12:30～15:00 | ヤマダグリーンドーム<br>前橋サブイベントエリア | 027-256-9321<br>※要事前申込 | あり<br>※要予約 |
| **高崎** | 2/ 5(金)<br>12:30～15:00 | 高崎市総合保健センター | 027-327-8609<br>部門ｺｰﾄﾞ＃43<br>※完全予約制 | あり<br>※要予約 |
| **太田** | 2/19(金)<br>13:00～16:00 | ハローワーク太田 | 0276-30-1515<br>※完全予約制 | なし |

※ハローワーク高崎・太田については、面接会前に申し込みを締め切る場合があります。

**厚生労働省　群馬労働局　雇用環境・均等室**

## ③ テレワーク相談センターの機能が充実！

○「テレワーク相談センター」（受託者：一般社団法人日本テレワーク協会）では、テレワークの導入や運用などテレワークに関する各種相談を受け付けています。

このたびの緊急事態宣言で、より多くの企業でテレワークの必要性が高まることが予想されるため、相談センターの一部機能の充実を図ります。

【拡充する内容】

○相談対応時間の延長　３時間の延長

平日（月）～（金）午前９時　～　**午後８時**　（土日祝は休み）

○オンラインコンサルティングの実施

希望する企業に対し**オンライン形式で「最大５回」、無料**で実施。

【相談・お問い合わせ先】

■テレワーク相談センター　https://www.tw-sodan.jp/

(0570)550348　sodan@japan-telework.or.jp

## ④ 多職種対応！医療機関の働き方改革セミナー開催のご案内

○新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機。そんな中でも多職種が連携して、難しい局面に対応していける「働きがい」のあるチームづくりの重要性が増しています。

○本セミナーでは、医師・看護師・事務職・臨床検査技師・薬剤師など、様々な職種における事例の紹介を通して、多職種の視点から医療機関における働き方改革を考えます。

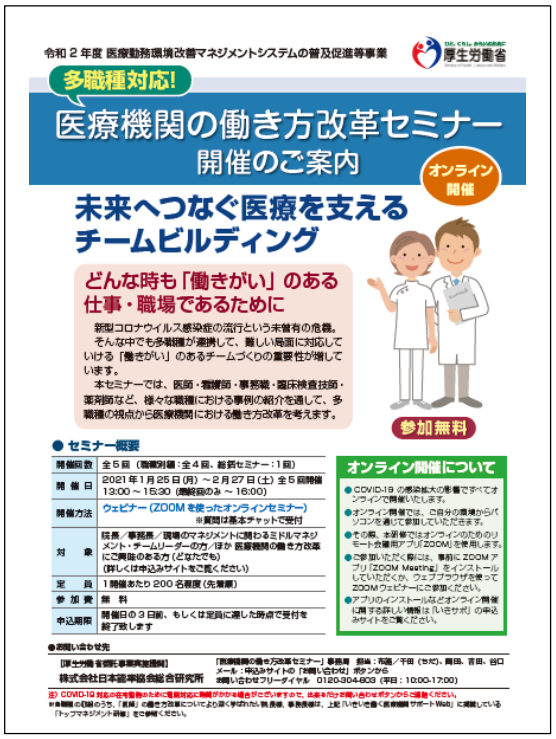


○職種別セミナー　13:00 ～ 15:30

1/25(月)［薬剤師］　2/2(火)［看護師］　2/3(水)［臨床検査技師］

2/9(火)［事務職］

○総括セミナー　2/27(土)13:00～16:00

○開催方法　ウェビナー（ZOOM を使ったオンラインセミナー）

定員　１開催当たり200名程度（先着順）

＜紹介ページ＞　https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/

**厚生労働省　群馬労働局　雇用環境・均等室**

## ⑤ 【動画配信始めました］ハラスメント対策シンポジウム

〇厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、誰もが気持ちよく働くことができる職場環境をつくる気運を盛り上げるための、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

〇令和2年12月9日（水）に、「職場のハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催し、その動画の配信を始めました。

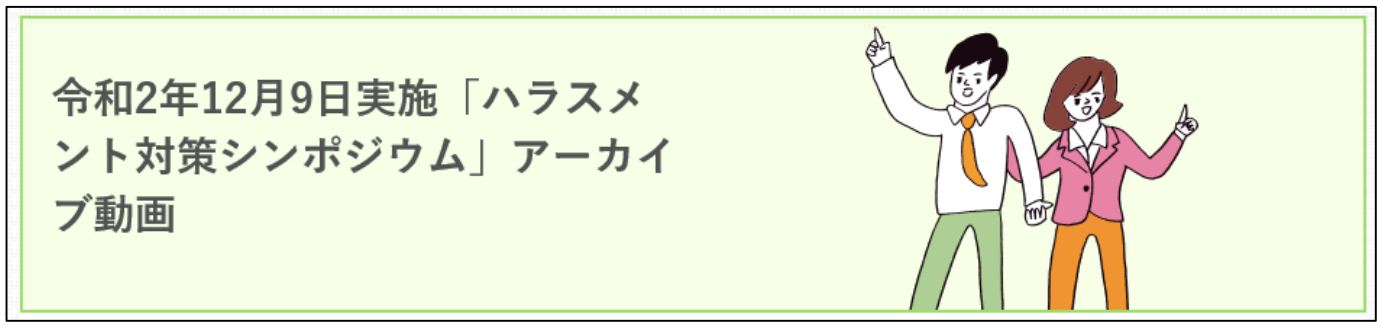


【シンポジウムの内容】

・専門家の先生やハラスメント対策に取り組む企業の方からの基調講演やハラスメント対策事例の紹介

・落語家による「ハラスメント対策高座」　など

※どなたでもご覧になることができます。

<紹介ページ>　https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium

## ⑥ 治療と仕事の両立支援～北関東エリア　オンライン地域セミナー～

〇治療と仕事の両立支援のオンライン地域セミナーを開催します。

令和３年２月９日（火）13:30～15:00

〇セミナーでは、各地域エリアの企業等の事例をご紹介し、参加者同士の意見交換を行い、具体的な取組について考えます。セミナー前に、アーカイブで複数配信している基調講演動画をぜひご覧ください。

第１部　パネルディスカッション（ライブ配信）

第２部　オンライングループワーク（※）

※模擬事例を用いて参加者同士の意見交換を行うとともに、両立支援の専門家と一緒に各職場の両立支援を行う上での悩みや、具体的な取組等について考えます。

これから両立支援の取組を始めたいが、取組み方が分からない、すでに取り組んでいるが課題があり、解決の糸口を見出したいと考えている方など幅広い方の参加をお待ちしております。

・オンライン会議システムのZoomを使用

・先着30名様限定（事前にご提出いただく課題があります）

<紹介ページ>　https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/symposium/2020/

**厚生労働省　群馬労働局　雇用環境・均等室**

## ⑦ 36協定届が新しくなります！

〇36協定届について使用者の押印及び署名が不要となります。
また、36協定の適正な締結に向けて、労働者代表についてのチェックボックスが新設されました。

〈３６協定届様式のダウンロード〉
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/
※「時間外労働・休日労働に関する協定届」の欄をご確認ください

３６協定届を作成

〈作成支援サイト〉スタートアップ労働条件
https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/

電子申請

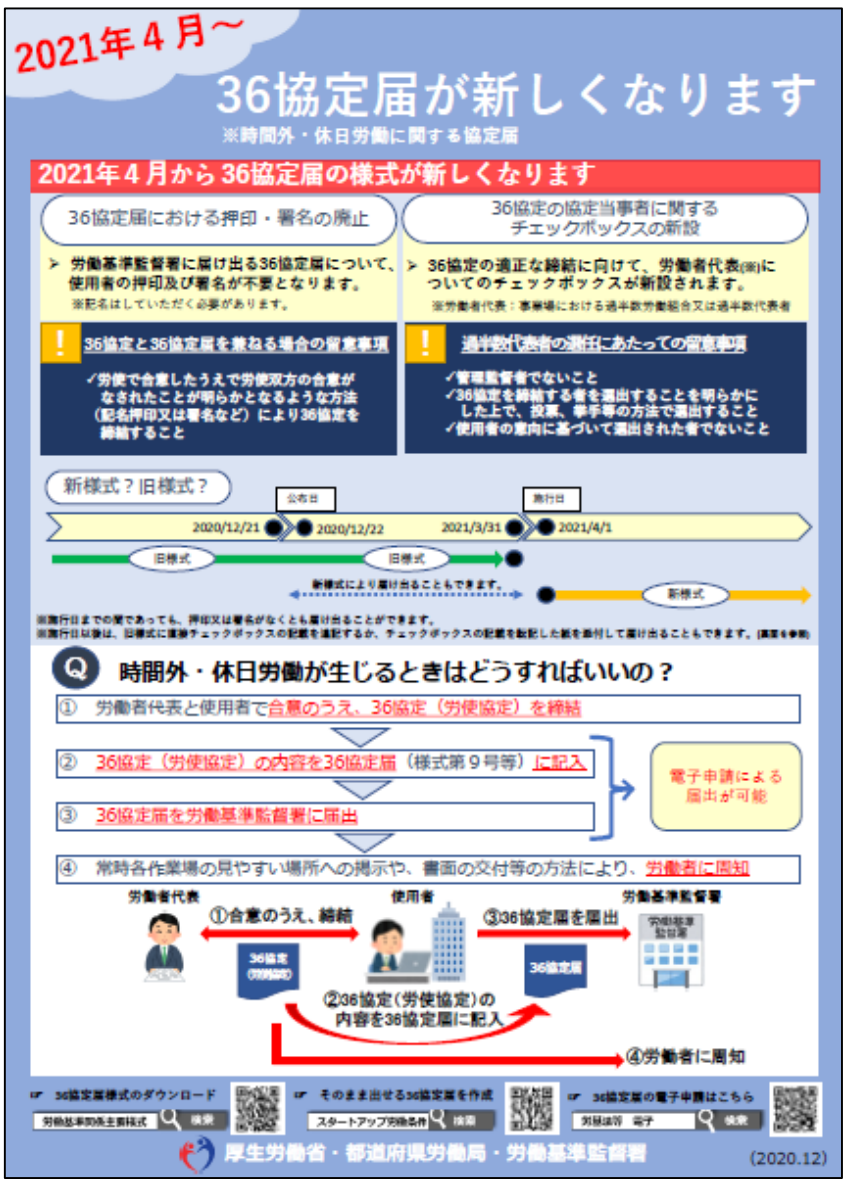


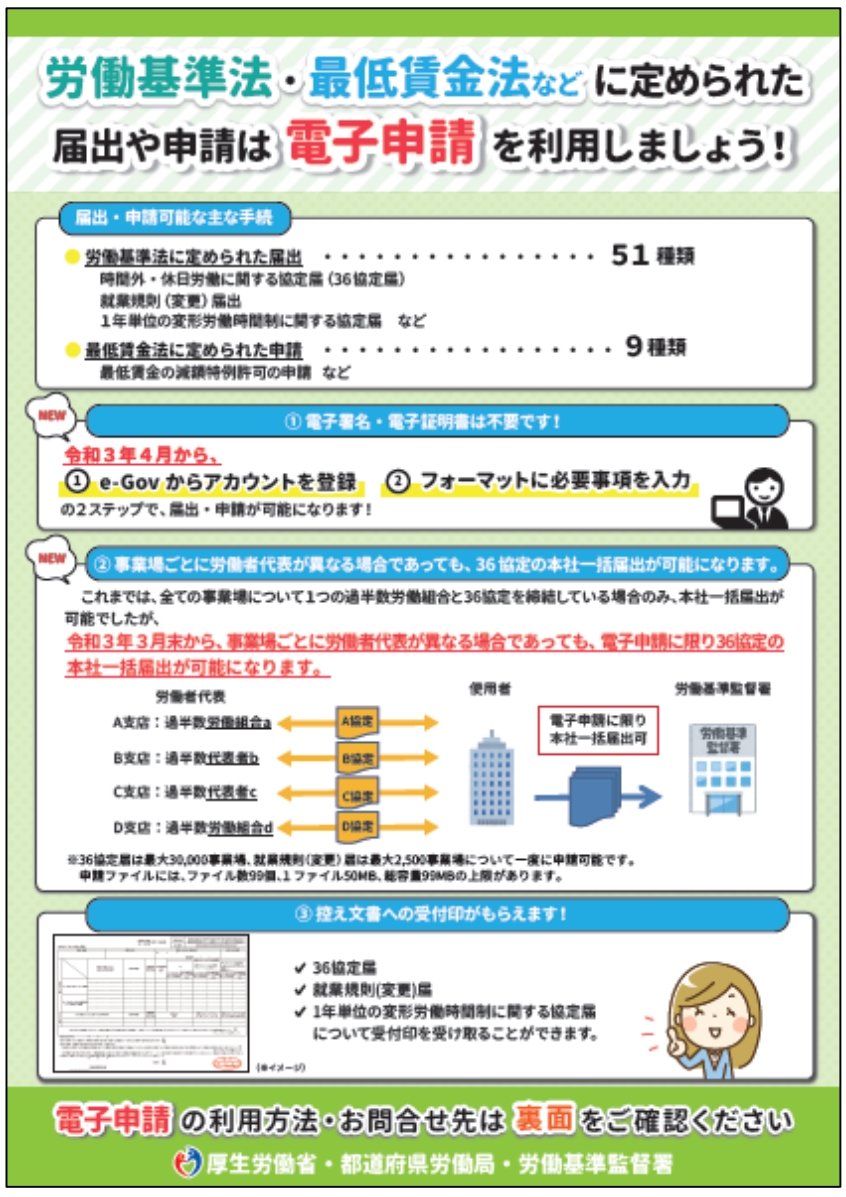


## ⑧ 労働基準法・最低賃金法などに定められた届出や申請は電子申請を利用しましょう。

〇「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。ぜひご活用ください。

＜簡単な流れ＞　※２ステップで届出・申請が可能

1.e-Govからアカウントを登録

2.フォーマットに必要事項を入力

【電子申請の事前準備や操作方法に関するお問い合わせ】

e-Gov利用者サポートデスク

・電話番号　050-3786-2225

・Webお問合せ
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact

＜群馬労働局の取組 トピックスコーナー＞

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html

トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

厚生労働省　群馬労働局　雇用環境・均等室